

令和 6 年度鳴門市多言語観光サイトリニューアル業務仕様書

1. 事業名

令和 6 年度鳴門市多言語観光サイトリニューアル業務

2. 趣旨・目的

本市の観光情報を提供している鳴門市多言語観光サイト（以下『本市サイト』という。アドレスは <https://naruto-tourism.jp/>）について、情報を発信する側、受信する側ともに使いやすい、分かりやすいサイトとするため、リニューアルを検討している。

当該リニューアルにあたり、サイトアクセスの大多数を占めるスマートフォンからの閲覧に対応すべく、レイアウトの変更及びコンテンツの追加・整理等を行う。

また、鳴門市一般職員によるコンテンツの作成・更新を容易にすることで、サイトの情報更新頻度を高め、より効果的な情報発信を行えるよう改修を行う。

3. 委託料上限額

3,000,000 円

4. 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

現在の多言語サイト（<https://naruto-tourism.jp/>）のアドレスを変えず、次の業務を行うこと。

サイトリニューアルオープンの時期は令和 6 年 11 月末までとする。

なお、当該サイトは現在日本語、英語、ドイツ語、繁体字、簡体字、韓国語の 6 言語対応としており、リニューアル後も同言語で情報を提供するものとする。

(1) サイトリニューアル業務

① カテゴリ及びコンテンツの再編

既存のカテゴリ及びコンテンツを、より見やすく分かりやすく再編すること。

② スマートフォンでの閲覧を想定した、分かりやすいトップページ等の制作

利用者が目的の情報に最短でアクセスできるよう、デザイン性にも注力し、分かりやすく掲出すること。

③ ルート検索機能の追加

観光スポット紹介ページから容易に周遊ルートを検索できる機能を追加すること。

④ 特集記事ページの追加

観光客に対し、旬の観光情報を提供できるよう、画像と文章で本市の観光資源を PR でき

るページを追加すること。

⑤独自企画の提案

市内飲食店の口コミ情報が一目で分かるページ等、サイト利用者の利便性向上に資する機能を搭載したページのほか、有効かつ先進的な取り組みを積極的に提案・搭載すること。

⑥作業効率の向上

サイトの更新を鳴門市一般職員またはその委託事業者が容易に行えるよう、仕組みを構築すること。また、その使用方法マニュアルの作成、操作教育等を実施すること。

リンク切れ等の管理機能を強化すること。

(2)サイトリニューアル後の業務

①セキュリティー対策の実施

- ・情報の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- ・不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざんを防ぐ措置を施すこと。
- ・ソフトウェアが常に最新の状態に更新されるなど十分なウイルス対策を施すこと。

②アクセス解析の実施

戦略的な情報発信の効果測定を図るためのアクセス解析を行うこと。なお、外部のアクセス解析サービスを利用することも可能とする。

③有効な情報発信の実施

定期的なサイト更新やサイトの周知等を実施し、サイトの情報がより多くの方に届く仕組みを構築すること。

④その他

上記①、②及び③のほか、サイトの保守運営に必要な業務を実施すること。

なお、上記業務の実施に際し、本市サイト既存の画像や文章を流用することは妨げない。

6. 一般的留意事項

(1)受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

(2)受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

7. 委託料の支払

委託料の支払は、業務終了後に提出される業務完了報告書に基づき、鳴門市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは精算払いをするものとする。

8. その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は鳴門市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、鳴門市は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。
- (2) 成果物は、鳴門市が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、鳴門市の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により鳴門市の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、鳴門市と都度協議するものとする。